

近世公家の家内騒動と家臣統制

— 清華・今出川家を中心に —

The Domestic Trouble and the Control over the Vassals in the Imadegawa Family,
the Court Nobles in the Early-Modern Period

田中暁龍（東京家政大学非常勤講師、桜美林大学）

Toshitatsu TANAKA (Tokyo Kasei University, part-time lecture, J.F. Oberlin University)

要 旨

近世公家の家政の実態については、未だ十分な研究蓄積をもたない状況にあるが、本稿では清華・今出川家を事例として、近世公家の家臣編成の実態と家臣統制について考察を行うことを目的とする。今出川家の家臣統制に関しては、家臣に対する仕来りの規定を整序し、家法としてまとめた「当家式目」（専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」）をもとに、かつて分析を試みたことがあるが、そこでは「当家式目」が制定された公家社会の実情を十分に考察することができなかつた。そこで本稿では、「当家式目」の編さんに当たった今出川実種の日記「実種公記」を分析し、諸大夫・侍・近習の編成のみならず、青侍や女房衆の編成を明らかにし、さらには天明・寛政期におきた家内騒動と当主今出川実種の対応を分析することで、「当家式目」制定の背景を明らかにする。

Abstract

How the court nobles in the early-modern period ran their houses has not been researched fully. The aim of this paper is to examine the organization of the vassals and the control over the vassals of the court nobles, Imadegawa-ke. The author has investigated this before, using *Touke-shikimoku*, which was the house law defining the rules and organization of the Imadegawa household. The document can be found in *Kikuteibunko* owned by the library of Senshu University. However, their actual living conditions in those days have not been dealt with sufficiently in former research. Thus, this paper will focus on *Sanetane Kouki*, the diary of Sanetane Imadegawa in order to clarify the detailed organization of such vassals as the *shodayu*, *samurai*, *kinju*, *aozamurai*, and *nyouboushu*. In addition, the background of the *Touke-shikimoku* will be clarified through the analysis of how Sanetane Imadegawa managed the domestic trouble in Tenmei-Kansei Period.

キーワード：今出川家（菊亭家）、清華家、家臣統制、家内騒動、近世公家

Key words : Imadegawa-ke, Seiga-ke, controll over the vassals, the domestic trouble, court nobles in the early-modern period

はじめに

近年、近世の公家を固有な身分集団としてとらえ、その存在を構造的に分析しようとする研究が蓄積されつつある¹。朝廷勢力を担う公家たちが自らの家の秩序を維持し継承してきた背景には、諸家において、いかなる制度的な枠組みを整備しつつ展開していったのか、そのシステムの解明が必要とされている。

近世の一公家、清華・今出川家が家臣に対する仕来りの規定を整序し、家法としてまとめたものと考えられる「当家式目²」については、拙稿「近世公家の当家式目と家臣統制—清華・今出川家を中心に—³」で、近世公家の家臣統制の内容について分析を行い、諸大夫・家礼之諸大夫・侍・用人・近習・外様または表者といった階層によって構成された家臣編成とその役儀の内容等を明らかにした。

拙稿で分析した「当家式目」の史料の末尾には、「右、当家式目、任思出荒増所書附也、但、大概者、堅固林院垂槐公以書載給之趣、且加所存分部類書撰畢、併獨多漏貶之儀、家中一統唯存家内静謐、可尽忠勤者也、寛政二年正月、垂相（花押）」という記載がある。この「垂相」は今出川実種（宝暦4〈1754〉～享和元年〈1801〉）、「林院垂槐公」は実種の祖父、今出川誠季（正

徳3〈1713〉年～延享3〈1746〉年、西園寺致季の四男）で⁴、この記述によれば、今出川実種（正二位権大納言、37歳、西園寺公晃末子）が思い出すままに書き付けたというが、大概は今出川誠季が記したものをもとに加筆、分類・整理を行い、寛政2（1790）年正月に「当家式目」を作成し、のちに加筆または筆写したものと考えられる⁵。

こうした「当家式目」が他の公家においても一般的に備えられていたかは、今後の研究にまたれるが、「当家式目」がいかなる状況の中で制定されたかは、今出川家の家政事情についてなお詳細な分析を必要としている。

近世公家の家臣については、五摂家を扱った新見吉治氏⁶や中村佳史氏⁷、広幡家を扱った箱石大氏⁸、西園寺家を扱った藤實久美子氏⁹、勸修寺家を扱った西村慎太郎氏¹⁰らの研究があるが、近世公家の家政の実態については未だ不明なままとなっており、まずは公家とその家臣の関係について実態究明を行い、その認識を深めることが喫緊の課題である。

そこで本稿では、今出川実種の日記「実種公記¹¹」をもとに近世公家の家臣統制や家政の実態について考察を行い、「当家式目」が出された公家社会の一側面を明かにしてみたいと思う。

1 今出川家の「親族」と「家僕」

今出川家は家格が清華家で、家系は閑院家（西園寺庶流）、禁裏小番は内々、家禄は寛文5年（1665）時で1655.8石¹²で、公家の中では経済的に優遇されていた家である。

「実種公記」の記述に目を通して見ると、「親族」のほか「家中」「家内」「家僕」という言葉が多く見出せるが、これらの言葉が示す範囲を、どのように考えればよいのであろうか。この点を考える手がかりの一つとして注目されるのが、「実種公記」の各年次の冒頭に記されている、次のような記述である。「実種公記」は、天明4（1784）年以降寛政13年まで、各日記の年次の始まる冒頭には、1年の暦のほか、次のような記述を付している。

（天明九年）

主上初歳十九 御徳廿 上皇御歳五十 大女院御年七十四 女院御年四十七
 女一宮御十一歳 関白輔平公五十一 関東内大臣家齊公十七
 予三十六才実三十七才 禎子三十一 尚季侍正四位下 八才 益季陳九才
 種子静姫 十五才 実十三才 光子亀姫 十一才 礼子正姫 四才 尹子俊姫 三才
 弟龍寿小倉四位入道見季 廿八 同周覚光台院 廿七 同日清三宝寺隠居 廿六
 同元真観心院大僧都 廿四 妹忠子綱君 廿三 弟果助宝光院大僧都 十六
 同公氏從五位上 侍從 養季公嫡 十三、正十叙正五位下

「主上」から「関東内大臣家齊公」までの箇所はともかくとして、予（実種）・禎子（妻）・尚季（嫡子）・益季（次男）・女の種子（静姫）・光子（亀姫）・礼子（正姫）・尹子（俊姫）、弟の龍寿（小倉見季）・周覚（光台院）・日清（三宝寺隠居）・元真（観心院大僧都）・妹の忠子（綱君）・弟の果助（宝光院大僧都）・公氏（西園寺賞季の養子）は、いわば今出川家「親族」の一覧を記述していると思われる。妻は水戸藩主徳川宗翰女で、次男の益季は「（寛政三年十月二日）今日依吉辰吉辰、去八月十九日、彼朝臣可為養子、陳丸予庶子也、尚季庶兄、母原田春広女、号益、去八月十九日、彼朝臣可為養子、裏辻家江引移也」と記され、裏辻公理の養子となっていることがわかる。

このほか、「親族」には、小倉家を継いだ弟龍寿（小倉見季）、光台院に入った弟周覚、三宝寺隠居となった弟日清、観心院大僧都となった弟元真のほか、寛政元年に西園寺賞季の養子となった公氏（寛政6年からは記されず）なども記されている。このうち、公氏は、天明7年に「十廿三、為賞季公実子、二十移西園寺家」と記されており、寛政2年5月1日条には「武家伝奏江贈書付四折也、／愚息尚季可為西園寺前内大臣猶子令契約候、仍御届申入候也、／五月一日 実種／万里小路前大納言殿／久我右大臣殿」と記され、西園寺家養子のことが正式に届けられていることがわかる。

また、寛政7年からは一条忠良のもとより養子に入

った時季が末子として記され、寛政11年からは猶子として迎えた日野資矩女＝壽栄君（広幡経豊室）、さらに寛政12年からは孫の房君（尚季女）らも記されている。このように、「親族」欄には他家に養子にいった者、他家から猶子に迎えた者たちも記されていたのである。

一方、「家中」のほか「家内」「家僕」と記される人々はどうのように認識され、記述されていたのであろうか。先の日記の冒頭部分に続き、「諸大夫」「侍」「近習士（近士）」「青侍（青士）」「禎子付（寛政5年～国君附属、表方附属）」「女房（表方附属）」「家礼」などの見出しが掲げられ、「家僕」らの名前が列挙されている。天明4年から寛政13年までの「実種公記」の各年次の冒頭部分をもとに一覧表にまとめてみると、表1のように示すことができる。

表1によれば、「諸大夫」は山本・石田・中川・植田家から、毎年凡そ7名の者が任じられており、植田存経の場合、「侍」「近習士」を経て任じられていることがわかる。「侍」は山本・湯口家より2名の者、「近習（近士）」は13～17名の者が任じられていることもわかる。

拙稿「近世公家の当家式目と家臣統制」では、「諸大夫」「家礼之諸大夫」「侍」「用人」「近習」「外様」という今出川家臣の階層構成を俸禄別に明かにしたが、今回新たに表1を作成することによって、『地下家伝』記載の諸大夫・侍以外に、それら役職の構成員を把握することが可能となった。特に、この表1には、「近習」「青侍（青士）」「家礼」のほか、内儀に勤務した「禎子付（表方附属）」「女房」の構成を記載することができた。表1によれば、「禎子付」には「伝代」「医師」「用人」「右筆」「勘使」などの役儀があり、「女房」には「老女」「若年寄」「表使」「侍女」などの役儀があった。

また、拙稿では、「郡代」「代官」「納戸方」「台所方」「蔵方」「普請方」の役儀とその内容を明らかにしたが、表1では、近習が役割分担するものとして、「用人」「台所」「納戸」「修理」「元方」「蔵方」などの役儀を分担していたことがわかった。

実際、寛政3年9月27日条には「当家領地、鳥羽村及井内・下植野・江州をさた村等、依去月廿日大風濡毛大損云々、仍為毛見郡代官長門守・代官帯刀・兵庫向彼地了」と記され、領地の一大事に、諸大夫の植田存経（長門守、郡代）と近習の中村義令（帯刀、代官・用人・蔵方・台所）・三輪有積（兵庫）らが派遣されていることがわかる（表1参照）。

天明4年正月元日条には「家内儀式如例、但用省略之儀、齒固・屠蘇酒等如例、家僕等依例申年甫之礼如

常、依諒闇略大福、……今年川口鉄三郎為十五才之間、自今被召出可号主斗之由命了」と記され、今出川家内の年始の儀式が行われ、「家僕」が年始の礼に来る様子が記録されている。

また、寛政2年正月5日条には「左馬権助多年奉公能抽精勤之間、加増申付了、老女藤川事改名和泉加増申付了、静姫乳母八重事表使二申付改名浅野、禎子附表使清田今日若年寄二申付令、今日家礼之者并立入之輩対面、賜昆布・匏・盃等飯所之百姓等対面之事、予未令出仕之間、尚季令対面了」、寛政4年12月1日条には「長野内記・三輪兵庫等儉約取締方申附了、ひさ伊藤理伴女後君母事、今日若年寄二申附了」という記述がみられる。前者の史料を見ると、多年の奉公をした山本親臣（左馬権助）、老女藤川（房子）に対して加増が申し付けられたこと、静姫乳母八重が表使に、表使の清田が若年寄に昇進させたこと、後者では、長野野一（内記）・三輪有積（兵庫）が儉約取締方になったこと、長野ひさを若年寄に昇進させていることなどが記され、正月や年末は人事の発表を行う時期であったことがわかる。

官位の昇進の経緯をうかがい知る上では、天明4年閏正月22日条の記事が手がかりとなる。そこには、「為治加級之事、内々殿下江申入之処、今日有返答、仍西園寺殿へ以使申談之後、可相願之旨申渡了、／小折昏之外、添書一通添之、代筆也、四折也、／家僕為治儀、今度從五位下為相願度存候、尤奉願乍未滿候哉、家僕之内五位兩人有之候得共、其中二病身之者茂候故、五位無人候間、何卒無滞宣下御座候様宜御沙汰頼存候也、／後正月廿二日 実種／藏人左少弁殿／今日兩伝奏代江指出了」と記され、諸大夫石田為治の加級について、当主の実種から内々に摂政九条尚実に窺いをたて、西園寺賞季にも相談を行った上で、藏人を通して申請を行っていたことがわかる。一方、寛政2年正月10日条には「上原中務辰房及老年候間、隱居願之通申付、左近鬨火見申付了」と記され、53歳の近習であった上原辰房は、「隱居願」を出して許されたこともわかる。

天明4年4月1日条には、「家僕定志、可娶冷泉家諸大夫信濃小路大藏権少輔女之由、相願之間、無所存之由申渡了」と記され、諸大夫の中川定志が冷泉家諸大夫女と結婚するにあたり、当主実種の許可を得ていたことがわかる。

寛政3年8月21日条には、「自醍醐大納言以使被示云、来廿八日関白殿着陣也、彼卿可為連枝之間、家僕之中、四位・五位兩人可借渡之旨也、予当時雖故障中、表向所勞之間、無子細之由存之、仍令領掌了」と記され、公家間での「家僕」の貸渡しが行われていたこともわかる。

ところで、天明7年正月5日条には、「昨日家僕等申渡候条々」として、「家僕」に申し渡した次の条文が記されている。

- 一諸大夫輩、到六十歳無難勤仕之上、隱居相願候ハヽ、部屋住之禄六石宛可遣事、尤扶持方、自隱居之内可相止事、
- 一諸大夫、家督十五才未滿之内父死去後者、十五才迄六石宛可遣事、尤扶持方者、出勤之上可遣事、
- 一諸大夫家督無之後家へ者、相統出来候迄三人扶持可遣事、
- 一六位侍、無難二六十才迄勤仕之上隱居候ハヽ、四石可遣、扶持方相止候事、
- 一近習輩、到六十歳無難勤仕隱居相願候ハヽ、三石可遣事、尤扶持方可相止、父死去家督之者、十五才未滿之内三石可遣、尤扶持方者不遣候事、
- 一六位侍、近習家督相統人無之内者、老人扶持可遣事、且為雜用料早季二方金二片可遣事、
- 一諸大夫已下後家召出于当家候者、家督之者江遣物可差略事、

この条文は、諸大夫・六位侍・近習の隱居時の禄高、後家や15才未滿の家督の者に対する禄高を規定したものである。この規定は、寛政2年に実種が編んだ「当家式目」の「(マ)棒禄之事」の規定中に同内容の条文が掲げられていることが確認できる¹³。ただ、「当家式目」では、諸大夫の後家に対して「式人扶持」となっているので、この史料の記述とは異なっているものの、こうした家臣統制の規定の積み重ねによって、寛政2年の「当家式目」の成立につながっていったものと考えられる。

2 家中騒動と家臣統制

本章では、「当家式目」成立の背景を、天明・寛政期に今出川家家中でおきた2つの事件を通して、検討してみたい。そこでまずは天明7年7月22日条を次に引用したい。

中川右衛門大尉嘉時背愚存之間、以用人波多野主馬遠慮申付畢、尤以書付申遣了、如左、

- 諸事一カ檀我意事、
 - 以媚已者欲進之、以逆已者欲退之、或於親友之輩者、不扱是美、惣却拵其不善、着其善、專為荷擔事、
 - 一勤務之事、無免許之子細猥不出仕事、
 - 一已成功者、則傲其勞、他建勲者、則癩其实事、
 - 一好奢侈、不守儉約、剩欲為是妨事、
 - 一以私遣恨令關要用事、
- 右条々、不法之罪雖不輕、懷之細切亦不少、仍

表1 今出川家の「家僕」一覧

諸大夫	侍	近習	青侍	袷子付	女房	家礼	隠居
天明4年 中川定時 山本親臣 中川嘉時 山本順親 石田為治 中川定志 山本親師 石田重厚	山本直安 湯口堯壽 山本直安 湯口堯壽	波多野直道／中村義令／堀清周／角安都／本多守序／長谷川古頭／三輪辰房／円山通見／上原辰房／波多野直温／村上義武／川口正秀／中川定保／江崎光永	玉井武成 山本七郎	中原兼之 伝代 醫師 用人 村松彦六 竹隈弾右衛門 川口千十郎 勘使	宣子：老女／房子：老女 五百子／守子／敷子／花子／鶴子／梅子／豊子／愛子 松子：袷子付／紀子：老女依子 甚無人也／久子／口子／利子	堀川忠弘 堀川重弘	
天明5年	山本直安 湯口堯壽	波多野直道／中村義令／堀清周／角安都／本多守序／長谷川古頭／三輪辰房／円山通見／上原辰房／波多野直温／村上義武／川口正秀／中川定保／江崎光永	玉井武成 山本七郎	中原兼之 伝代 醫師 用人 村松彦六 竹隈弾右衛門 川口千十郎 勘使	宣子 (植田存誠女)：老女 房子 (川口正祝女)：老女 茂子：若年寄／五百子：侍女 守子：静姫乳母／敷子／花子 ／豊子／愛子／紹子／雪子 松子／岩：八十君乳母／職子 ／成子／政子／龍子	堀川忠弘 堀川重弘	
天明6年 山本親臣 中川嘉時 山本順親 石田為治 中川定志 山本親師 石田重厚	山本直安 湯口堯壽	波多野直道／中村義令／堀清周／角安都／本多守序／長谷川古頭／円山通見／上原辰房／波多野直温／村上義武／川口正秀／中川定保／岡本正亮／江崎光永	玉井武成 山本七郎	中原兼之 伝代 醫師 用人 村松彦六 竹隈弾右衛門 安田藤十郎 福嶋儀助	宣子 (植田存誠女)：老女 房子 (川口正祝女)：老女 茂子：若年寄／守子：侍女、 静姫乳母／敷子／花子 ／愛子／紀子／雪子／職子 成子／龍子／岩：八十君乳母 質子／庚子／通子／父子／俊子	堀川忠弘 堀川重弘	
天明7年 山本親臣 中川嘉時：7/22 隠居・12/22 免 山本順親：12/14 免籠居 石田為治 中川定志 山本親師 石田重厚	山本直安 湯口堯壽	波多野直道／中村義令／堀清周／角安都／本多守序／長谷川古頭／円山通見／上原辰房／波多野直温／川口正秀／中川定保／江崎光永／山本／三輪	玉井武成 山本七郎	中原兼之 伝代 醫師 用人 村松彦六 竹隈弾右衛門 安田藤十郎 福嶋儀助	宣子 (植田存誠女)：老女 房子 (川口正祝女)：老女 茂子：若年寄、袷子付 守子：侍女、静姫乳母 花子／愛子／紀子／質子：村 上掃部女／庚子／通子／文子 ／俊子／岩：侍從乳母／石： 正姫乳母／税子 (村井敷右衛 門女)／寿子／松子	堀川忠弘 堀川重弘	
天明8年 山本親臣 中川嘉時 山本順親 石田為治 中川定志 山本親師 石田重厚	山本直安 湯口堯壽	波多野直道／中村義令／堀清周／角安都／本多守序／長谷川古頭／波多野直温／円山通見／上原辰房／波多野直温／川口正秀／中川定保／山本次政／三輪政常／江崎光永 (隠居)／村上米五郎	玉井武成 山本七郎	湯口堯壽 伝代 醫師 用人 村松彦六 竹隈弾右衛門 安田藤十郎 福嶋儀助	宣子 (植田存誠女)：老女 房子 (川口正祝女)：老女 茂子：若年寄、袷子付 守子：侍女、静姫乳母 花子／愛子／紀子／通子／文 子／税子／文子／峻子／梁子 ／澤子／岩侍從乳母／石正姫 乳母／吟俊明乳母	堀川忠弘 堀川重弘 三浦伊織 三輪式部	

寛政5年	<p>山本親臣 從四位上 中川嘉時 從四位下 山本順親 從五位上 石田為治 從五位上 中川定志 從五位下 山本親師 從五位下 植田存経 郡代、從六位上</p>	<p>湯口堯謙 從六位上 湯口篤敬 從六位下</p>	<p>中村義令(用人・代官ほか) /長野氏一(台所・納戸 ほか)/堀清周(修理職) 本多守序(台所・納戸ほか) /長谷川古頭(元方加勢、 納戸)/河野通見/上原 辰房(隠居)/波多野成 章(納戸・藏方)/川口 正秀/中川定保/三輪有 積(代官・修理ほか)/ 上原房明(元方加勢)/ 村上義永/山本義武</p>	<p>渡辺長左衛門 伝代 丹生真庵 医師 村松勝親 用人 竹隈彈右衛門 右筆 安田藤十郎 勘使 福嶋義助</p>	<p>房子(川口正税女)：老女 茂子(三笠)老女、関東人 時子(伊藤理仲女)：若年寄 有子(関東人)/守子(浅野) 表使、賀茂人/柳子(川口正 秀妹)：侍女/岸子(文)侍 女/等子(石)侍女/崎子(侍 女)/八童子(侍女)/愛子 (八千)侍女/口頭(福島儀 助女)：小婢</p>	<p>堀川忠弘 堀川重弘 三浦伊織 2/12死去 三輪式部 円山泰次郎 酒井右膳 内藤藏人</p>	
寛政6年	<p>山本親臣 隠居、從四位上 山本順親 勤居、從五位上 石田為治 元方、從五位上 中川定志 從五位下 山本親師 從五位下 植田存経 郡代、從六位上</p>	<p>湯口堯謙 從六位上 湯口篤敬 從六位下</p>	<p>中村義令(用人・代官ほか) /長野氏一(台所・納戸) ほか/堀清周/小倉家附 属/本多守序(修理方) /長谷川古頭(元方加勢、 納戸)/河野通見(隠居) /上原辰房(隠居)/波 多野成章(納戸・藏方) /川口正秀/中川定保/ 三輪有積(3/13死)/上 原房明(元方加勢)/村 上義永/山本義武/内藤 藏人</p>	<p>渡辺長左衛門 伝代 丹生真庵 医師 村松房六 用人 民尾(表使) 清田(表使) 左恵(侍女)/寿世 (侍女)/口頭(侍女) /浪路(侍女)/梅 (侍女)</p>	<p>房子(川口正税女)：老女 時子(伊藤理仲女)：若年寄 守子(浅野)表使、賀茂人 柳子(川口正秀妹)：侍女 等子(石)侍女/崎子(侍女) 愛子(八千)侍女/芳子(侍女)</p>	<p>堀川重弘 三浦雅榮 円山泰次郎 酒井右膳</p>	
寛政7年	<p>山本親臣 從四位上 山本順親 從五位上 石田為治 從五位上 中川定志 從五位下 山本親師 從五位下 植田存経 從六位上 石田安治 從六位上</p>	<p>湯口篤敬 從六位上 中村義令 從六位下</p>	<p>波多野成章(用人・納戸 ほか)/長野氏一(用人・ 台所ほか)/堀清周(小 倉家附属)/本多守序 理方)/長谷川古頭(元方、 納戸)/川口正秀(藏方) /中川定保(代官・修理) /上原房明(元方)/村 上能秀/山本義武/内藤 秀勝(台所、元方)/三 輪義裕/伊藤義定/湯口 直好/中村義信</p>	<p>安藤内匠 伝代 村松勝親 用人 竹隈彈右衛門 右筆・勘使 有子(清田)若年寄 民尾(表使)若年寄 左恵(侍女)/寿代 (侍女)/梅(侍女) /浪路(侍女)/風 枝(侍女)</p>	<p>房子老女・隠居 時子(若年寄、老女) 守子(浅野)表使、賀茂人 柳子(侍女)/等子(石)侍女 崎子(侍女)/芳子(侍女) /藤子(侍女)/元子(侍女) /藤子(侍女)/好子(侍女)</p>	<p>堀川重弘 三浦雅榮 円山将曹 酒井右膳 伊藤理仲 三浦伊織</p>	<p>從五位下</p>
寛政8年	<p>山本親臣 從四位上 山本順親 從五位上 石田為治 從五位上 中川定志 從五位下 山本親師 從五位下 植田存経 從六位上 石田安治 從六位上 植田成章</p>	<p>湯口篤敬 從六位上 中村義令 從六位上 植田成章 從六位下</p>	<p>波多野成章(用人・納戸 ほか)/長野氏一(用人・ 台所ほか)/堀清周(小 倉家附属)/本多守序 理方)/長谷川古頭(元方、 納戸)/川口正秀(藏方) /中川定保(代官・修理) /上原房明(元方)/村 上能秀/山本義武/内藤 秀勝(台所、元方)/三 輪義裕/伊藤義定/湯口 直好/中村義信</p>	<p>安藤内匠 伝代 村松勝親 用人 竹隈彈右衛門 右筆・勘使 有子(清田)若年寄 民尾(表使)若年寄 左恵(侍女)/寿代 (侍女)/梅(侍女) /浪路(侍女)/風 枝(侍女)</p>	<p>房子老女・隠居 時子(若年寄、老女) 守子(浅野)表使、賀茂人 柳子(侍女)/等子(石)侍女 崎子(侍女)/芳子(侍女) /藤子(侍女)/元子(侍女) /藤子(侍女)/好子(侍女)</p>	<p>堀川重弘 三浦雅榮 円山将曹 酒井右膳 伊藤理仲 三浦伊織</p>	<p>從五位下</p>

寛政9年	<p>山本親臣 從四位下 山本順親 從五位下 石田為治 郡代、從五位上 中川定志 從五位上 山本親師 從五位下 植田存経 郡代、從六位上 石田安治 從六位上 植田成章 台所、從六位上</p>	湯口篤敬 中村義令	從六位下 用人・代官 ほか	<p>長野氏一(用人・台所ほか) 堀清周(地方)／本多 守序(修理方)／長谷川 古頭(納戸)／川口正秀 ／中川定保(代官・修理 方)／上原房明(元方・藏方) ／村上能秀／山本義武(納 戸)／内藤秀勝(代官・ 元方ほか)／三輪義裕／中 伊藤承定／湯口直好／中 村義信</p>	北村龍祐	<p>安藤内匠 伝代 村松親 用人 竹隈禪右衛門 右筆 村松北西 奥番 有子(清田)表使、老女 民尾(表使) 佐恵(侍女)／梅(侍 女)／風枝(侍女)／多 ／里せ(侍女)／里よ(侍 女)／浅ち(侍女)</p>	<p>房子(老女、隱居) 時子(九月暇、老女) 守子(浅野)表使・隱居ほか 等子(石)侍女 藤子(関屋)侍女 元子(侍女、九月暇) 氏子(利乃)侍女、三月暇 好子(藤)侍女 益子</p>	堀川重弘 三浦雅榮 円山将曹 伊藤理仲 三浦伊織	從五位下	堀川宗甫 入道四位忠弘 河野莉山 刑部入道通兄 上原辰房
寛政10年	<p>山本親臣 從四位下 山本順親 從五位下 石田為治 郡代、從五位上 中川定志 從五位上 山本親師 從五位上 石田安治 從五位上 植田成章 元方、從六位上 中川定春 從六位上</p>	湯口篤敬 中村義令 中川定春	從六位下 從六位下 隱居、從 六位下	<p>長野氏一(納戸、為元方) 堀清周／本多守序(隱居、 修理方)／長谷川古頭(納 戸)／川口正秀／中川定 保(代官・修理)／上原 房明(納戸・藏方・台所) ／村上能秀(納戸)／内 藤秀勝(台所・元方、代官) ／三輪義裕／伊藤承定／ 湯口直好／中村義信／本 多右近／村上義武／山本 兵庫</p>	北村龍祐 田村九十九	<p>安藤内匠 伝代 村松親 用人 竹隈禪右衛門 取次 村松北西 奥番 片島定右衛門 竹内義助 野綱鉄之助 武隈秀藏 信子(民尾)表使 八重子(佐恵)侍女 伸子(多代)侍女 鉄子(利せ)侍女 若子(里よ)侍女 勝子(浅芽)侍女</p>	<p>房子(老女、隱居) 時子(老女) 守子(浅野)表使、隱居 等子(石)侍女、七月暇 崎子(関屋)侍女 藤子(藤)侍女 好子(佐登)侍女、九月暇 益子(山路)侍女 奥子</p>	堀川重弘 三浦雅榮 円山将曹 三浦伊織	從五位下	堀川宗甫 入道四位忠弘 河野莉山 刑部入道通兄 上原辰房 伊藤理仲 本多守序 山本義武
寛政11年	<p>山本親臣 正四位下 山本順親 正五位下 石田為治 郡代、正五位下 中川定志 從五位上 山本親師 從五位上 石田安治 從五位上 植田成章 元方、納戸 中川定春 從六位上 山本周親 從六位上</p>	湯口篤敬 中村義令	從六位下 從六位下	<p>長野氏一(台所、元方)／ 堀清周／長谷川古頭／川 口正秀／中川定保(代官・ 修理)／上原房明(納戸・ 藏方・台所)／内藤秀勝(台 所・元方、代官)／伊藤 承定(修理)／湯口直好 ／中村義信／本多正春／ 村上義武／山本兵庫</p>	田村九十九 忠正	<p>安藤内匠 伝代 安嶋七郎右衛門 用人 村松北西 奥番 片島定右衛門 竹内義助 竹隈禪右衛門 取次 野綱鉄之助 武隈秀藏 越真斎医師 信子(民尾)若年寄 八重子(佐恵)侍女 伸子(多代)侍女 鉄子(利せ)侍女 若子(里よ)侍女 勝子(浅芽)侍女</p>	<p>房子(老女、隱居) 時子(老女) 崎子(若年寄) 守子(浅野)表使・隱居 藤子(関屋)侍女 好子(藤)侍女 奥子(千重)侍女 幸子(八重) 茂子(久)</p>	堀川重弘 尉)從五位下 秦武重 武静 円山将曹 三浦伊織 吉田宰起	堀川重弘(左衛門)少尉)從五位下	堀川宗甫 入道四位忠弘 河野莉山 刑部入道通兄 上原辰房 四月死去 伊藤理仲 本多守序 山本義武 (造酒)
寛政12年	<p>山本親臣 正四位下 山本順親 正五位下 石田為治 郡代、正五位下 山本親師 修理、從五位上 石田安治 從六位上</p>	湯口篤敬 中村義令	從六位下 從六位下	<p>長野氏一(台所、元方・ 藏方)／堀清周／長谷川 古頭／川口正秀(納戸)／上 中川定保(代官)／上 原房明(藏方、台所)／</p>	田村九十九 忠正 神登徳 本多正信	<p>安藤内匠 伝代 安嶋七郎右衛門 用人 村松北西 奥番 片島定右衛門 竹内義助</p>	<p>房子(老女、隱居) 時子(老女) 崎子(若年寄) 藤子(浅野)表使・隱居 好子(浅野)侍女 奥子(関屋)侍女</p>	堀川重弘 秦武重 武静 円山将曹 三浦伊織	從五位上 從五位下 從六位下	中川定志 堀川宗甫 河野莉山 刑部入道通兄

同年9月29日条には「今日於左馬助亭、左原権亮・松本文平等密談之由、所伝聞也、不可説不可説」と記され、諸大夫の山本親臣（左馬権助）、中川嘉時（左原権亮）らが密談をしているとの情報を得、実種はこの事件の背後にある家臣らの動きを注視し、同年10月2日条には、石田為治（下野守）の隠居について、「一式部少丞辞退之事不抱朝廷之事候者、不及其儀、候条役等無子細由御答了、一大宮少将家々事、沙汰之事先是迄之通、可心得事、一一家親族立入之事参入無子細事、一諸礼届候所、差出候人躰之事本多造酒一具為養子之間、可為沙汰由申付候事」など、窺う諸点を書き付けている。

興味深いのは、10月6日条に「家内騒乱之儀二付、水戸中將へ贈書状」と記しているように、妻の実家である徳川治保（妻禎子兄）へ「家内騒乱」を書状で伝え、11月3日には、水戸よりその返書が届いていることである。水戸徳川家には、頻繁に今出川家の家政の様子も伝えていたのである。

次は同年11月4日条で、やや長文ではあるが、この事件の全容を明らかにする上で重要なものなので、引用したい。

先達而下野守隠居之事、以嗽訴願出之間、今日申渡条々、

今般就為治儀、一統以連判願出候事、頗以不当其理候、凡徒党之義者、天下一統制禁也、往日鳥羽村百姓等結党及訴訟之時、以課役令償其罪之条、各所令存知也、殊為治罪名不正、以私遺憾結党之条、其辜不輕、抑三諫而身退者臣之道也、若実故忠節可及諫言者、不可流于人歟、然何為聚党可及嗽訴哉、今度之結構偏以似蔑如於予于罪科、雖可令糺明、以寛宥之儀、定志已下不及其沙汰、自今惣徒党連判嗽訴等之事、堅停止之事、

寛政四年十一月四日 (花押)

此度下野守儀相願候事、一党心得違二而、連判仕候事奉恐入候、向後連判徒党嗽訴之事御停止之趣、謹奉候、仍為後証如件、

有願書連判、今日各令除之
初連判之輩長門守隼人正親
左近等者、不得心事連判之由
先日願之節所申也、仍今日
右之輩令賞美了、

中川宮内大丞定志
山本民部大丞親師
植田長門守存経
湯口志摩守堯籌
中村帶刀義令
長野内記氏一
堀主水清周
本多造酒守序
長谷川隼人古顕
河野刑部通見
波多野正親成章
川口主斗正秀
中川右衛門定保

三輪兵庫右積
上原左近房明
村上掃部義永
山本織部義武

山本左馬助宿所江志摩守・帶刀等為使行向、申渡条々、
一此度御家中一統以連判申上候事、連判徒党之儀者、公武制禁之事、人々覚悟之儀二候、ケ様之義相企候輩有之候共、取鎮候事可為一臆之職分候、剩為党首之事、甚以不届思召候事、

一三諫之道者可為臣下之要候、然者再往申上候上、御聞入無之節、如何様共進退可相究事二候、此度下野守忝人之義二付、主君と御見變申、忠儀ヲ抱、一統隠居相願候事、君臣之礼忘却二相当候歟、殊此度取斗、去九月廿八日之朝願出候而、其日可有御治定申出候事、蔑如主君之趣重々不届二思召候事、

一下野守惣行之事、定而文平書状二も可有之哉と思召候処、右於書状者、下野守罪名、何も無之候事、御不審二思召候事、

一此度及言上候、下野守罪科不分明候、殊御用金拝借之儀申上候事、安永年中以来各拝借金有之候趣粗達御聴候、定而各返上皆済候故二、ケ様二被申立候哉、右之儀者、追而可有御沙汰候事、

一一統願之儀者、火急二申上文平へ返答之義被仰付候得共、其候二打捨置候事、是以不届二思召候事、

右条々甚不届二思召候、殊徒党之儀、其罪不輕候得共、以御憐愍之御沙汰、遠慮被仰付候事、

中川左京権亮・山本柰権助等宿所江志摩守・帶刀等行向、申渡条々、

一依有 思召、蟄居被仰付候事、

一本官者、不預 朝廷事故、不及辞退候事、

一自来丑年二人扶持可賜事、

一父子之外、御家中并水戸様御家中之輩面会被停候事、一御一家御親族方江立入者不及申、禁足被仰付候事、

右之趣、若於不相用者、家二も抱り候儀二候間、家内一統右心得無間違様、可有心添候事、

右之趣、自長門守家中一統江申渡了、中川右衛門指扣相窺之間、不及其儀之由申渡了、宮内大丞・民部大丞等指扣可相窺之処、無其儀退去云々不快不快、自左馬助以石見守願書一通差出、嘉時等蟄居之事為同罪之間、親臣可為同罪歟之由也、於左馬助者、此度徒党之事、所相咎也、於兩人者、所存蟄居申付之由答了、

この史料によれば、諸大夫の石田為治（下野守）の隠居願につき、連判をもって徒党嗽訴に及んだ事件が起こり、その件について諸大夫らの処分が下されたことがわかる。

連判には諸大夫の中川宮内大丞定志・山本民部大丞親師・植田長門守存経、侍の湯口志摩守堯籌、近習の中村帯刀義令・長野内記氏一・堀主水清周・本多造酒守序・長谷川隼人古頭・河野刑部通見・波多野正親成章・川口主斗正秀・中川右衛門定保・三輪兵庫右積・上原左近房明・村上掃部義永・山本織部義武の名が見られ、徒党に及んだものである。

そこで、実種は山本親臣（左馬権助）宿所へ湯口堯籌（志摩守）・中村義令（帯刀）らを向かわせ、5か条にわたって申し渡している。ここでは、徒党に及ぶことは公武の禁制であり、その党首となったこと、君臣の礼を失したこと、石田為治の罪名もなく不審であること、御用金拝借があげられていたこと、一統の願いに対してその処置を放置したことなど、その罪状を上げ連ねている。ただ、結局のところ、徒党の罪は軽くないとするものの、憐愍をもって「遠慮」という処分に済ましたことがわかる。

また、実種は中川嘉時（左原権亮）・山本順親（左権助）ら宿所に対しても、湯口堯籌（志摩守）・中村義令（帯刀）らを向かわせ、5か条にわたって申し渡した。「蟄居」を仰せ付けること、官職については朝廷が預かることなので辞退には及ばないこと、来年より二人扶持とすること、父子のほか、家中や水戸家家中の者とも面会は止めること、親族方への出向を含め外出を禁じることなどをあげ、家内一統へ伝えるように申し渡している。

これらの措置は、植田存経（長門守）より家中一統に伝えられ、中川右衛門の指扣や中川定志（宮内大丞）・民部大丞らの指扣は必要のないことが伝えられた。

また、山本親臣より山本親師（石見守）を通じて願書一通が差し出され、中川嘉時らが蟄居ならば自分も同罪なのではないかということであった。これに対して実種は、親臣も同罪だと認識し、親臣には徒党の咎があるということで「蟄居」を申し付けた。

11月5日には、隠居を申し付けた石田為治が無実だと判明したことにより、かつ諸大夫が無人となったこともあり、石田為治に再勤を命じ、6日には再勤を果たしている。この日、水戸の徳川治保へ書状をもって家内騒動の決着を伝えている。同月8日には、中川定志と山本親師らが出仕し、石田為治をもって「差扣」のことを尋ねているが、石田為治の取り成しもあって、今後このようなことがないように、厳に申し渡している。

以上、天明・寛政期の家内騒動を分析したが、ここで再度「当家式目」のいくつかの条文に着目しておきたい。「当家式目」内の「家中式目」には「一奉公第一専忠儀、昼夜勤番無懈怠可相勤事、……一専儉約儀

驕奢、萬事無費用様可附心、当家省略之儀、其役之者、勿論一統和合而互可添心事、一私曲依怙之儀、毛頭不可有之、或恣我意而沙汰諸事、或以最賈而挙用奸人、或以親睦而荷擔其人、或以賄賂而曲非為理、或以偏執而構讒言之類、偏齊家乱妨之基也、深可相慎事」、「政務之事」には「一仮令雖有私遺恨、於公用、猶以無漏脱可相談事、一万事簾忽之取斗有間敷事、一恣我意、或専權威、則人心含怨為違乱之端深可慎事、一私曲依怙賄賂等之事堅可慎、或以親脆人荷擔惡事、或挙用奸佞之事、是亦禍害之基也、深可相慎事」と規定されている。この規定にみられる条文には、天明・寛政期の家内騒動にみられる家臣たちの罪状を踏まえた文言が反映されていると考えられる。

このように、寛政期に制定された「当家式目」は、まさに家内騒動のような事態を防ぎ、家臣統制を維持すべく制定されたものであった。しかし、寛政4年には諸大夫を中心とする家臣らの逸脱行為によって家政の乱れを生じ、処罰を下したのである。

おわりに

今出川家に起きた2つの家内騒動を追ってみたが、そこには、宝暦事件によって当主今出川公言が落飾となり、7才にして当主となり、家臣を統制していくには多くの困難をともなった実種の苦労が垣間見られた。そして、家政の秩序維持のためには、家臣編成の格式を整え、その統制の箍をいかに締めていくかが、若い当主にとっての課題であった。寛政期に成立した「当家式目」は、このような家臣統制の危機意識から生ぜしめられたと考えられ、現実問題として、当主実種の命に違背する諸大夫の存在や、諸大夫をはじめとして侍・近習らが徒党・連判に及ぶという事態に直面したのである。

こうした状況のもと、天明8年正月晦日の京都大火は、多くの公家とその家臣集団を窮地に貶めたことは想像に難くない。「実種公記」天明8年2月29日条には「此度家僕等類焼之輩、為赦頒遺金百斤了」という記事があり、家僕に赦頒遺金として百斤を下されることが触れられているが、当主実種でさえ仮屋敷を探しながら日々を送っているなかで、家僕の中には多くの困窮者が生まれたものと思われる¹⁶。

そして、京都大火からの復興が少しずつ取り組まれるなかで、禁中にとっての経済事情で注目せねばならないのが寛政改革による儉約令である。寛政2年3月24日、3年間にわたる「万端省略之儀」が仰せ出されて8か条の諸事儉約が触れられ¹⁷、同月29日には11か条の触れが出された¹⁸。その後も、「実種公記」には、

たびたび「禁中御省略」のことが触れられている¹⁹。こうした事情は、公家や公家家臣にとっては、早期の秩序回復の必要性を一層強く認識したものと考えられる。

その一方で、寛政4年3月4日には、関白一条輝良が「騎馬已来堅可停止候、堂上之輩者勿論、雖地下預官階之族、可為同様候」（同年同月5日条）、同月7日には「諸家従者騎馬之事、……主用・私用共猥勝手徘徊可為停止候、諸門跡・坊官・侍法師等之類可為同様候」（同月7日条）という命を下し²⁰、公家及び公家家臣の動向に禁制が加えられたことがわかる。これは公家の騎馬に対する禁制であるが、後者の場合は「諸家従者騎馬之事」がその分限を逸脱しかねないものとして危険視されたのである。

すなわち、本稿で考察した公家家臣の動向が今出川家に固有の問題であったのか、それとも公家社会全体の問題として考える必要があるのか、その点を今後検証していかなければならない。また、その後の今出川家がいかに家臣統制の枠組みを維持していくことができたかをさらに追究していきたいが、いずれも今後の課題としたい²¹。

注

- 1 山口和夫「朝廷と公家社会」（『日本史講座6 近世社会論』東京大学出版会、2005年）、同「近世の公家身分」（『江戸の人と身分3 権威と上昇願望』吉川弘文館、2010年）のほか、『身分的周縁と近世社会8 朝廷をとりまく人びと』（吉川弘文館、2007年）などがある。
- 2 専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」、文書番号1158。
- 3 『東京家政大学人間文化研究所紀要』第4集、2010年。
- 4 「今出川家略系図」（「菊亭文庫」）、文書番号1852。
- 5 「^(マ)棒禄之事」には、「寛政十年十月十一日、諸大夫一統依願実年十歳迄、壹人扶持可賜之由、更改正」という記述がみられる。
- 6 「五摂家の家礼と家臣」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和46年度、1972年）。
- 7 「摂家の家司たち」（前掲『朝廷をとりまく人びと』）。
- 8 「近世堂上家家臣の編成形態について—清華・広幡家の家臣を事例として—」（徳川林政史研究所『研究紀要』27号、1993年）。箱石氏が紹介した広幡家文書『御家御風儀之事』が、公家家臣の仕来りなどを箇条書きに記しているの

参考となる。

- 9 「近世後期西園寺家の家臣—諸大夫を中心に—」（『学習院大学史料館紀要』10号、1999年）。
- 10 『近世朝廷社会と地下官人』（吉川弘文館、2008年）。
- 11 東京大学史料編纂所蔵、徳大寺家—41-23。
- 12 『寛文朱印留』（東京大学出版会、1980年）。
- 13 拙稿「近世公家の当家式目と家臣統制—清華・今出川家を中心に—」。女房衆の俸禄に関しては、寛政12年12月16日条によると、上臈は諸大夫の上、老女は用人、若年寄は近習番頭、中臈小姓は近習、表使は中小姓、次衆は青侍に、それぞれ準拠することになった。
- 14 「菊亭家譜」（東京大学史料編纂所蔵）。『廣橋兼胤公武御用日記 九』宝暦10年4月12日条（東京大学出版会）によれば、関白近衛内前が今出川公言の出仕を控え落飾すべきことを申し渡したことがわかる。
- 15 『廣橋兼胤公武御用日記 十』宝暦10年5月27日条によれば、西園寺公晃末子の八十丸（実種、7才）が今出川公言の養子となることが摂政により申し渡されたことがわかる。
- 16 寛政10年7月13日条によると、近習の三輪義裕（要人）が今出川家文庫の物品の窃盗の罪で捕縛され、今出川家より幕府に対して助命を願っている記事が記されている。
- 17 寛政二年三月廿四日条には、次のように記されている。

昨夜触来条々

近年群臣至庶民困窮、且関東此節繁務固之、以厚御憐愍御沙汰三ヶ年之間、万端省略之儀被仰出候事、
一節朔参賀・関東使法中等参 内御対面、巳半刻可有 出御御沙汰候事、
一近習・内々・外様小番、可為六番事、
一恒例之東使并法中参内、惣詰当番別番可参勤事、
一諸臣召役申渡可相通儀者、御廻文可触遣事、
一堂上・地下守分限、万端可存質素事、
一公事拝賀元服其余出仕之節、衣裳以下随所持、不可好美麗之事、
一御^(マ)虫損可進献之品物可存省減事、
一非蔵人小番可為四番事、
右之通、従来月一日御省略被 仰出候由、議奏・伝奏列座、勸修寺大納言被申渡候、尤小番未勤親族中にわ可示伝之旨、鷲尾前大納言被示了、

- 18 寛政二年三月廿九日条には、次のように記されている。
- 一御前手賜自御内儀可被出事、
 - 一臣下於御前執筆之節、筆紙自御内儀可被出事、
 - 一八景間代休息所共、不賜認可為湯漬、不賜酒肴事、
 - 一諸奉行御書物并日時勘文等、料紙被止大鷹・中鷹可為書等紙事、
 - 一閑白殿湯漬不及口之用意、御所望之節者、可被命事、
 - 一諸向窺料紙可用為奉書事、
 - 一諸触文被止、大事者可為用奉書事、
 - 一節朔之外、蕎肴酒等不賜事參覽同不屬之、
 - 一臨時參勤之輩、不賜認可為湯漬事、
 - 一近習番衆所燭不可被乞事、燈残入魂同無用事、臨時御用之節者、非此限
 - 一仕丁・夜使無用事、若無扨子細有之節者、当役江被届可被申付事、
- 右之趣、自来月一日一統可相心得之旨、広橋前大納言被申渡候由、一紙被残了、
- 19 寛政二年四月三日条の「此節御省略之儀被仰出之間、万事到而省減也」をはじめ、同二年五月

十八日条・同三年十月廿六日条にも同様な記載がみられる。すでに藤田覚『松平定信』（中央公論社、1993年）も記述しているように、寛政二年六月十九日条には、「伝聞、去十六日洛中遊女不残一人召捕武家云々、珍事也、洛中殊外騒動云々、案事理頗苛政之至也、……松平越中守執政之後、万事如此取斗多之、就中禁中及御所御所御省略之事、無謂事也、其外諸民及困窮事之甚多、天下大乱在近歟、可恐可恐」と記され、松平定信の政治に対する不満を積もらせている記述もある。

- 20 3月5日・7日条の記述は、東京大学史料編纂所所蔵「輝良公記」寛政4年3月3日条に同様の記述が確認できる。
- 21 寛政12年5月16日条によれば、諸大夫の中川定志は実種の意に添わず、旧年蟄居処分となっていたが、辞官・落飾となり蟄居が免じられたことがわかる。

付記：本稿は平成二十三年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「近世の撰家・武家伝奏日記の蒐集・総合化と史料学的研究」（研究代表者：松澤克行、課題番号22320127）の研究分担者としての成果の一部である。